

宿泊約款

(適用範囲)

第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出でていただきます。

- (1)宿泊者名
- (2)宿泊日及び到着予定時刻
- (3)泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- (4)その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることができます。

2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを認めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1)宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2)満室により客室の余裕がないとき。
- (3)宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4)宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人での役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5)宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6)宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

(7)宿泊に関し暴力的要挙行方が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(8)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(9)長野県暴力団排除条例及び同施行規則の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。

3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。

- (1)宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2)宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人での役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (3)宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4)宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5)宿泊に関し暴力的要挙行方が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7)長野県暴力団排除条例及び同施行規則の規定する場合に該当するとき。
- (8)寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。

2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1)宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
 - (2)外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3)出発日及び出発予定時刻
 - (4)その他当館が必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到



LAKE RESORT SPA
させきのゆ
稀の癒

着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

- 2 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることができます。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過3時間までは、室料金の3分の1(又は室料相当額の30%)
 - (2) 超過6時間までは、室料金の2分の1(又は室料相当額の50%)
 - (3) 超過6時間以上は、室料金の全額(又は室料相当額の100%)
- 3 前項の室料相当額は、基本宿泊料の70%とします。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。

- (1) フロント・キャッシャー等サービス時間：

イ 門限 午前0時00分
ロ フロントサービス 午前7時00分～午前10時00分、
午後3時00分～午後10時00分

- (2) 食事等(施設) サービス時間：

イ 朝食 午前7時30分～午前9時00分
ロ 昼食 午前11時30分～午後1時30分
ハ 夕食 午後6時00分～午後8時00分

- (3) 附帯サービス施設時間： 売店 午前7時30分～午前10時、
午後3時00分～午後9時00分

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げることろによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第13条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあつ旋するものとします。

2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあつ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できることについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は30万円を限度としてその損害を賠償します。

2 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故

意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかつたものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、30万円を限度として当館はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車の責任)

第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳											
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料(室料(及び室料+朝食等の飲食料))											
		追加料金	② 追加飲食(①に含まれるもの除外)										
	税		イ 消費税	ロ 入湯税									

備考 子供料金は小学生以下に適用し、子供用食事と寝具等を提供したときは大人料金の70%、お子様ランチの食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは30%をいただきます。寝具及び食事を提供しない幼児については、施設使用料1,000円(消費税別)をいただきます。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日 契約申込人数	不 泊	不	当	前	2 日 前	3 日 前	5 日 前	6 日 前	7 日 前	8 日 前	14 日 前	15 日 前	20 日 前	30 日 前
		泊	日	日	前	日	前	日	前	日	前	日	前	日
14名まで	100%	100%	50%	30%	30%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
15~30名まで	100%	100%	50%	30%	30%	30%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%
31~60名まで	100%	100%	80%	50%	30%	30%	20%	20%	20%	20%	10%	10%	10%	10%
61名以上	100%	100%	80%	50%	50%	30%	30%	30%	30%	15%	15%	10%	10%	10%

(注) 1 %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2 契約日数が短縮した場合は、その取り消した宿泊日全てに対して違約金を收取します。

3 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数について、違約金はいただけません。



HOTEL BENIYA

LAKE RESORT SPA
させきのゆ
桶石の癒

利 用 規 約

ホテル紅やご利用規則

ホテルの公共性とお客様に安全かつ快適にご滞在いただくため、宿泊約款第10条に基づき、次の通り利用規則を定めておりますのでお守りいただきますようお願い申しあげます。この規則をお守りいただけないときは、やむをえず、ご宿泊またはホテル内諸施設のご利用をお断り申しあげ、かつ責任をおとりいただくこともござります。

火災予防上お守りいただきたい事項

1. 客室内で暖房用、炊事用などの器具をご使用にならないでください。
2. ベッドでのお煙草は特に危険です。また、火災の原因となりやすい場所での、喫煙はなさらないでください。
3. その他、花火、線香、ローソク等、火災の原因となるような物品をご使用にならないでください。

保安上お守りいただきたい事項

1. ご滞在中、お部屋から出られるときは施錠をご確認ください。
2. 客室からの避難経路図は、各客室ドア内側に表示しておりますのでご確認ください。
3. ご在室中や特にご就寝のときは、ドアの内鍵とドアフックをお掛けください。
来訪者があったときは、不用意に開扉なさらずにドアフックをかけたまま開扉するか、ドアスコープをご確認ください。万一、不審者と思われる場合は、直ちにフロントダイヤル30へご連絡ください。
4. ご来訪客と客室内でのご面会はご遠慮ください。

貴重品のお取り扱いについて

現金、貴重品の保管は、フロントにお預けください。

お支払いについて

1. 都合によりご到着の際、お預かり金（前金）を申し受けることがありますのでご了承ください。
2. お勘定は、3日毎にお支払いください。ただし、3日以内で、5万円を超えた場合、ホテルから請求があった場合はお支払いいただきます。
3. ホテル内のレストラン、バーなどをご署名によってご利用になる場合は、ごめんどうでも客室の鍵をご提示ください。
4. 旅行小切手を含む小切手によるお支払いおよび両替はかたくお断りいたします。
5. ホテル内売店でのお買物代、航空機、列車、観光バスなどの切符代、タクシーデ、郵便切手代、お荷物送料などのお立替はお断りいたします。

お預かり品の取り扱いについて

- お預かり物の保管期間は、原則として下記の通りお取り扱いさせていただきます。
- a. クローケルームのお預かりもの・・・ご滞在期間中
 - b. お忘れもの、遺失物・・・法令に基づく取り扱い

おやめいただきたい行為

1. ホテル内に他のお客様の迷惑になるようなものをお持ち込みにならないでください。
 - a. 犬、猫、小鳥、その他の動物ペット類全般。
 - b. 発火または引火しやすい火薬や揮発油類および危険性のある製品。
 - c. 悪臭を発するもの。
 - d. 許可証のない鉄砲、刀剣類。
 - e. 著しく多量な物品。
 - f. その他法令で所持を禁じられているもの。

2. ホテル内で、とばくや風紀、治安を乱すような行為、高声、放歌、楽器演奏行為など、他のお客様に迷惑になったり嫌悪感を与えるような行為は、なさらないでください。
3. 宿泊登録者以外の客室のご使用は堅くお断りいたします。
4. 客室やロビーでの営業行為、また事務所など、宿泊以外の目的にご使用にならないでください。
5. ホテル内で広告、宣伝物を配布、貼付したり、物品の販売等をしないでください。
6. ホテル内の施設、備品を所定の場所、用途以外に、また現状を著しく変更してご利用なさらないでください。
7. ホテル内および敷地内で、許可なく商業目的および他のお客様に迷惑がかかるような写真撮影などはしないでください。
8. ホテルの外観を損なうようなものを窓にかけたり、窓側に陳列しないでください。
9. 廊下やロビーなどに所持品を放置しないでください。
10. ホテル外から飲食物などのご注文・お持込みはなさらないでください。
11. 緊急事態、あるいはやむを得ない事情が発生しない限り、非常階段、屋上、塔屋、機械室などお客様用以外の施設には立ち入らないでください。
12. 未成年者のみのご宿泊は、特に保護者の許可がない限り、お断りいたします。
13. 不可抗力以外の事由により、建造物、備品、その他ホテルの物品を損傷、汚染あるいは紛失させた場合、相当額を弁償していただくことがございます。

宴会のご利用について（宴会・催事規約）

宴会、会議または催物のご利用に関して下記の通り規約をもうけておりますので予めご了承願います。

1. お取り決めについて

ホテルが宴会、会議または催物（以下、宴会等と称します）及び宴会場の利用等に関して締結する契約は、この取り決めの定めるところによるものとし、この取り決めるに定めない事項につきましては法令又は一般に確立された慣習によるものとさせていただきます。

2. お申込みについて

ホテルに宴会等のお申込みをされる場合は次の事項をホテルにお申し出ください。

- ①主催者名、ご担当責任者名及び住所並びに宴会等の名称
- ②開催日及び開催時間
- ③人数及び内容、利用目的
- ④申込金、精算金の支払日
- ⑤その他、ホテルが必要と認める事項

3. ご契約の成立について

- 1) 宴会等契約はホテルがご契約のお申込みを承諾し、ホテル指定の申込金を受領したときに成立するものとさせていただきます。
- 2) 宴会等契約が成立したときは、宴会等の見積額を前払金としてホテルが指定する日までに現金又はホテル指定口座への振込みにてお支払いをいただきます。
- 3) 前払金をホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宴会等契約はその効力を失うものといたします。この場合、別表に掲げるところにより取消料金を申し受けます。申込金は、取消料金に充当させていただきます。
- 4) なお当ホテルは次に掲げる場合においては、宴会場利用契約の締結に応じないことがあります。
①宴会場にご出席のお客さまの中に次の事由に該当する者がいる場合。
1. 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その



HOTEL BENIYA

LAKE RESORT SPA
させぎのゆ
稀石の癒

- 他反社会的勢力（以下「暴力団等」という）。
2. 暴力団等が事業活動を支配する法人、その他の団体。
 3. 法人でその役員のうちに暴力団等に該当するものがいるとき。

- ②お客様及び宴会等への出席者が、法令又は公序良俗に反する行為をされる恐れがあると認められるとき、あるいは他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をするとホテルが判断したとき。
- ③当ホテルもしくは当ホテルの従業員に対し、暴力的要挙行為あるいは、合理的範囲を超えた負担を要求した場合。
- ④この宴会ご利用について（宴会・催事規約）に違反した場合。

4. お客様よりのご契約お取消しについて

お客様の都合により宴会等契約の全部又は一部をお取消しされる場合には、別表に掲げるところにより取消料金を申し受けます。尚、申込金または前払金は取消料金に充当し、残額があれば返金いたします。

5. 宴会時間と料金について

- 1) 宴会場等のご使用開始から終了までのご契約時間（以下宴会時間と称します）は所定の室料金をお支払いいただきます。また、宴会時間を超過した場合は追加料金を申し受けます。但し、次の会場使用時間との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございます。
- 2) 宴会場等のご使用時間は原則として9:00 a.m.～10:00 p.m.といたします。また時間外のご使用については所定の割増料金を加算させていただきます。
- 3) 宴会時間より1時間以上前に設営準備等でご使用の場合は1時間につき会議追加料金の50%を加算させていただきます。

6. 有料人数の確認について

- 1) 料理等を用意する人数（以下、有料人数と称します）は原則として必要数を10日前までにお知らせ願います。
- 2) 最終有料人数は宴会等の開催日の2日前、6:00 p.m.までにホテル担当係員にご連絡ください。それ以降は手配が全て完了いたしておりますので宴会等の開催日の出席客数が減少した場合でも有料人数分の料金を申し受けます。

7. 装飾、余興等のお手配について

宴会等に関連する装飾、装花、音響、照明、余興、及びコンパニオン等につきましては、ホテル指定業者に手配させていただきます。ホテル指定業者以外の業者に依頼される場合は、事前にホテルの了解を得られた後に発注をお願いいたします。

8. 直接ご依頼の業者に対する指示について

ホテル了解のもとにお客さまが直接依頼された業者が行う宴会等に関連する装飾、余興等の機材の搬入・搬出、または看板等のサイズや取り付け方法等の決定、或は設置場所等の設定につきましては、ホテルの美観、動線などを踏まえて一定のルールのもとに実施していただくよう、ホテルがその業者の方々に指示させていただきます。

9. 損害賠償について

- 1) オ客さま側の全ての関係者（出席客、お客様が直接依頼された業者を含む）およびお客様は、ホテルの施設、什器備品等を損傷しないよう充分ご注意ください。もし、施設、什器備品等に損傷等損害が発生した場合は、その修復に関してホテルよりご指示申しあげますので、それに合わせて速やかに修理されるか、またはその損害の賠償金を請求させていただきます。
- 2) 宴会等お申込み時に定めたご精算日までにお支払い無き場合は滞滞金を申し受けます。

10. ホテルよりの契約取消しについて

ホテルは次に掲げる場合において宴会等のお申込をお断りするか又は既にご契約いただいた場合でも宴会等の契約を取消し（解除）させていただことがあります。

- ①3. ご契約の成立について、内の4) 項に該当する場合においては、契約の不成立と同様に、契約を解除することがあります。（ただし～は除く）
- ②関係諸官庁より特別指示のあるとき
- ③宴会等に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- ④天災または施設の故障、その他やむを得ない事由により宴会場等を使用することができないとき
- ⑤この宴会・催事規約に違反されたとき

11. 禁止事項について

次に掲げる各事項につきましては禁止事項となっておりますので遠慮願います。

- ①犬、猫、小鳥その他愛玩動物、家畜類等の持ち込み
- ②発火又は引火性の物品等危険物の持ち込み
- ③悪臭を発するものの持ち込み
- ④とばく等風紀を乱す行為または他のお客様の迷惑になるような言動
- ⑤備付品等の移動
- ⑥お申込み時の使用目的以外のご使用
- ⑦その他法令で禁じられている行為

12. ファッションショー・展示会について

ファッションショー・展示会における催しの運営・会場・設営等に關しましてはこの規約に定めるもののか、別途定める「ファッションショー・展示会規約」に従っていただきます。尚、当ホテルは所定の料金以外お心付などは一切ご辞退申しあげております。

ホテル紅や 総支配人

契約取消しの通知を受けた日 ※ご宴会等実施日の	取消料金の内容
180日前まで	申込金全額返金
179日以内60日まで	申込金全額を取消料金に充当
59日以内20日まで	申込金全額と実施予定宴会場会議室料金（1日室料の50%）及びすでに手配済みの実費料金
19日以内7日まで	宴会等見積額の30%（申込金は差引き）及び手配済みの実費料金
6日以内前日まで	宴会等見積額の60%（申込金は差引き）及び手配済みの実費料金
当日	宴会等見積額の100%（申込金は差引き）

展示会及びルビーホールの取消料につきましては、別途規定のとおりとさせていただきます。

〒392-8577 諏訪市湖岸通り2丁目7番21号

TEL.0266(57)1111 FAX.0266(57)1130

<http://www.hotel-beniya.co.jp/>

株式会社ホテル紅や



HOTEL BENIYA

LAKE RESORT SPA
させぎのゆ
稀石の湯